

**認知症対応型共同生活介護事業
介護予防認知症対応型共同生活介護事業
グループホームすずな 運営規程**

(目的)

第1条 この規程は、有限会社HYOコーポレーションが設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型を含む)事業(以下、「認知症対応型共同生活介護等」という。)の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境の下で、食事、入浴、排泄等の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護等は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称等)

第4条 本事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- ① 名 称 グループホームすずな
- ② 所在地 山形県長井市寺泉641番地

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は、次の通りとする。

① 管理者 1名 (介護職員兼務)

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

② 計画作成担当者 1名

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

③ 介護職員 はぎ7名 つつじ7名 (計14名)

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

④ 看護師 常勤1名 非常勤1名

利用者の日々の健康管理と病院・主治医との連絡・調整を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は、18名とする。

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護等の内容は、次の通りとする。

① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助

② 日常生活上の世話

③ 日常生活の中での機能訓練

④ 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護等サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護等計画（以下、「介護計画」という。）を作成する。

2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第9条 本事業所が行う事業の利用料及び利用者の負担すべき額は、別紙利用料金表の通りとし、介護報酬の告示上の額の所定の割合を負担するものとする。

2.月の中途における入居又は退居については日割り計算とする。

3.利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金又は銀行口座振り込み、銀行口座引き落としによって指定期日までに受けるものとする。

4.低額所得者等利用料の負担が困難な者については、本事業所が定める「利用料減免制度」に基づき、利用料の一部を減免するものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護等の対象者は、要支援2以上の者であって、認知症の状態にあり、且つ次の各号を満たすものとする。

① 少人数による共同生活を営むことに支障が無いこと

② 自傷他害の恐れが無いこと

③ 常時医療機関において治療をする必要が無いこと

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第11条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であった者が業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことが無いよう必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第12条 利用者からの苦情に対して、迅速且つ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第13条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第14条 指定認知症対応型共同介護等を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策及び医療連携)

第15条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関と連絡を取り、適切な措置を講ずる。

2 本事業所に看護師を配置し、利用者に対する日常の健康管理及び急変に際しての主治医又は医療機関への連絡、連携を図るとともに、看取りに当たっての対応等についても十分配慮するものとする。

3 利用者が病院と本事業所を円滑に移行するため、「入院時」及び「退院時」における病院と計画作成担当者の共有ルールによって医療と介護の連携を強化していく。

(非常災害対策)

第16条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には非難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(虐待防止)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため以下の措置を講ずるものとする。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ②虐待防止のための指針の整備
- ③虐待を防止するための定期的な研修の実施

(身体拘束)

第 18 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2. 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図る。

② 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

③ 介護従業者その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に開催する。

(業務継続計画の策定)

第 19 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での業務継続を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

(ハラスメント対策)

第 20 条 事業所におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントを防止するための措置を講じ健全な職場環境とする。また、利用者やその家族からのカスタマーハラスメントについても適切な対応に努める。

(運営推進会議)

第 21 条 本事業所の円滑な運営と事業実施地域との連携を図るべく、「グループホームすずな運営推進会議」を設置し、定期的に会議を開くものとする。

2. 本会議については、別に規約を設ける。

(その他運営にかかる事項)

第 22 条 サービス提供にあたり、身体的拘束は行わない。但し、緊急やむを得ない場合（医師の診断により点滴・経管栄養等のチューブが必要となった場合、当該者が抜かないための対応、あるいは身体的疾病的治療上等、必要に応じ対応する場合がある。）は、家族等の同意を得るとともに安全確保に努めるものとする。

2.従業者等の質の向上を図るため、次の通り研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- ② 経験に応じた研修 隨時

3.事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

付 則 この規程は、平成 29 年 8 月 14 日から施行する。

付 則 平成 29 年 11 月 1 日 一部改正

付 則 平成 30 年 4 月 1 日 一部改正

付 則 令和 1 年 10 月 1 日 一部改正

付 則 令和 2 年 4 月 1 日 一部改正

付 則 令和 3 年 4 月 1 日 一部改正

付 則 令和 4 年 10 月 1 日 一部改正

付 則 令和 6 年 4 月 1 日 一部改正